

要求ハ当然アリシ。此要求ハ当然行ハレナケレバナラヌ。此要求ハニ付レテ公債  
 ハ誠意ナクナリテハ社協定味味ハ從ラニ美名ノ下ニ貸金ヲ引下ケル手段アリ  
 以テ。固答又面ニ社協ニ不安ヲ與ヘル文字ヲ使用サレテアリ。此協定ハ幾十  
 万ノ我々ノ労働者カ不安ヲ及ボスノテアル。此協定本家協定ニ付レテ何等ノ制裁  
 カナク反テ我々ノ正義ナル要求ニ付レテ制裁ヲナレトアルノテアル。我々ハ  
 社会一般ニ許ヘテ裁キ待クノテアル。又公團席ニ於ケル我々ノ要求ヲ揚テ  
 ハナケレバナラヌ。我々皆文總後輩兵ハ十一社協定ニ及テテノ要求ヲ揚テ  
 マアリ。彼等ハ之レヲ何ト見テ居ルノテアルカ。我々カ理由リ彼等ニ正共ハ話  
 ラズレテ要領ヲ得ヌノテアル。此協定撤回迄我々ハ團結レニ目的アリ。我々  
 糾サナケレバナラヌ。此レカタノ我々共ニ於テハ本口大合ヲ用儀ナリ。  
 今ヤ我々常置ニ於テ愧ヒテ拳ゲントシマアリ。此際ニ當リ如斯キ我々  
 團結スルハ抱心ナルトコトゾデアレ。一旦ニ早ク團結ノ力ニテ解決ヲ祈ル  
 ヲテアル云々。

(以上)

新報 第六〇〇番

大正十四年十二月五日

警視總監 太田政一

内務大臣 若槻禮次郎殿

東京警備司令官 菊地慎之助殿

社会局長 官長 岡隆一郎殿

憲兵司令官 松井兵三郎殿

東京地方裁判所 核事 正殿

北海道 京都 大阪 兵庫 神奈川

愛知 福岡 千葉 埼玉 群馬 長野

山梨 各廳 府 縣 長官 殿

日清印刷株式會社 券劔 奉 爲 閱スル 件 (第十號)

14.12.9  
 12